

令和3年第2回浅川町議会定例会

議事日程（第3号）

令和3年6月14日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 承認第 2号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町税条例等の一部を改正する条例について）
- 日程第 2 承認第 3号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町税特別措置条例の一部を改正する条例について）
- 日程第 3 承認第 4号 専決処分の報告及びその承認について（令和2年度浅川町一般会計補正予算（第9号））
- 日程第 4 承認第 5号 専決処分の報告及びその承認について（令和2年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号））
- 日程第 5 承認第 6号 専決処分の報告及びその承認について（令和3年度浅川町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第 6 承認第 7号 専決処分の報告及びその承認について（令和3年度浅川町一般会計補正予算（第2号））
- 日程第 7 議案第22号 浅川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第23号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第24号 浅川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第25号 浅川町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第26号 動産の取得について
- 日程第12 議案第27号 権利の放棄について
- 日程第13 議案第28号 令和3年度浅川町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第29号 令和3年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第30号 令和3年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 発議第 2号 トリチウム及び放射性核種を含むALPS処理水の海洋放出方針決定に強く抗議し決定の撤回を求める意見書提出について
- 日程第17 請願第 2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書
- 日程第18 請願第 3号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書
- 日程第19 請願第 4号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願
- 日程第20 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

日程の追加

日程第2 1 発議第 3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出について

日程第2 2 発議第 4号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書提出について

本日の会議に付した事件

日程第1 から日程第2 0 まで議事日程のとおり

日程第2 1 発議第 3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出について

日程第2 2 発議第 4号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書提出について

出席議員（12名）

1番	菅野朝興君	2番	兼子長一君
3番	会田哲男君	4番	木田治喜君
5番	岡部宗寿君	6番	渡辺幸雄君
7番	金成英起君	8番	須藤浩二君
9番	上野信直君	10番	角田勝君
11番	水野秀一君	12番	円谷忠吉君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江田文男君	副町長	藤田浩司君
教育長	真田秀男君	総務課長	岡部真君
会計管理者	菊池三重子君	建設水道課長	生田目聡君
税務課長	我妻美幸君	住民課長	関根恵美子君
保健福祉課長	佐川建治君	農政商工課長	坂本克幸君
学校教育課長	高野喜寛君	社会教育課長	生田目源寿君

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 八代敏彦 主 事 生方健人

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、暑い方は上着を脱いでも結構です。

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎字句の訂正

○議長（円谷忠吉君） ここで、配付資料に訂正箇所がありますので報告させます。

議会事務局長、八代敏彦君。

○議会事務局長（八代敏彦君） それでは、令和2年度浅川町一般会計特別会計補正予算書、3月専決という議案をご覧ください。令和2年度浅川町一般会計特別会計補正予算書の3月専決、大丈夫ですか。

19ページをご覧いただきたいと思います。

一番下の行の予備費の欄でございますが、補正予算額190万2,000円となっており、説明書きのところ290万1,000円となっておりますが、説明書きの部分を「190万2,000円」に訂正をお願いしたいと思います。190万2,000円、一番右側の数字にご訂正お願いしたいと思います。

もう一点、お手元にお配りしました令和3年度浅川町の教育の訂正2ということで、教育委員会のほうから訂正の書類が上がってきておりますので、ご確認をいただければと思います。

以上です。

◎答弁の追加

○議長（円谷忠吉君） 先日、一般質問において、9番、上野信直君からの質問で、総務課長に追加答弁したいという旨がありますので、これを許します。

総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 一般質問の中で、情報誌の配布方法についてでございます。新聞店さん等に確認し

ましたところ、新聞折り込みは5月号からですので、3月号、4月号までは回覧板ルートで配布でございます。
以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課より報告事項があるということで、これを許します。

農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、私のほうよりご報告申し上げます。

以前の議会で角田議員より、城山の伐採した木材の精算がまだ終わっていないと地権者の方から話を聞いて
いるということでお話ありました。議会終了後、業者のほうに早急に精算するように改めてお話をしまして、
先日確認しましたところ、材木代、チップ代として各森林の所有者に振込みのほう完了したということでご
報告が来ましたので、ここでご報告申し上げます。

以上です。

◎承認第2号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、承認第2号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町税条例等の一部
を改正する条例について）を議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1つだけ伺いたいと思うんですけども、第1条1項1号、24条の2項の絡みで、年齢
16歳未満のというところの改正であります。例えば16歳未満ということだと16歳や17歳、これまで控除対象
になっていた、そういう16歳とか17歳の方は均等割非課税の計算からは、今度からはこの改正によって除外さ
れるということになるんですか、その点だけ伺います。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、我妻美幸君。

○税務課長（我妻美幸君） お答えいたします。

16歳は今まで扶養親族として控除対象とはなっていなかったんですけども、非課税の計算をする際に16歳
未満は計算に含めますよということになります。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○9番（上野信直君） 分かりました。すみません。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） なければ、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第1、承認第2号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町税条例等の一部を改正する

条例について)を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

◎承認第3号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第2、承認第3号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町税特別措置条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第2、承認第3号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町税条特別措置条例の一部を改正する条例について）を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

◎承認第4号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第3、承認第4号 専決処分の報告及びその承認について（令和2年度浅川町一般会計補正予算（第9号））を議題とします。

これから質疑を行います。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 寄附金が100万円ということでありますけれども、これは個人のお金でありますか、差し支えなければ、どういう人が寄附してくれたのか。プライバシーの問題もあると思いますが。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 100万円の寄附の件でございますが、この1件で100万円ですけれども、この方は法

人の方でございます。公表していかどうかについては、ちょっと当時確認しておりませんでしたので、この場では控えさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） 15ページの歳出の3款2項1目19節の児童手当ということで1,030万5,000円の減額ということになっていますが、この事業内容の詳細と減額した理由をお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） こちらは児童手当分です。こちらは見込みで計上しておりました部分が、県補助金、国の交付金等の実績で精算して決定した分の減額となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） その事業内容、どのような形で使っていたお金かというところなんですけれども。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 児童手当といまして、保護者のほうに3か月に一度支給している手当でございます。年齢区分によっていろいろ金額が1万円だったり、1万5,000円とか、そういうものがございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 2つ伺います。

15ページの包括支援センター補助金400万円の減というのは、これは1人分の人件費だと思うんですけれども、当初予算は870万円計上されております。2人分の人件費を除いた後の70万円というのは事務費かなというふうに思うんですけれども、事務費だというふうな理解でよろしいのか。それから、事務費に関して残額があれば、これは社会福祉協議会にやったわけなんですけれども、余れば戻ってくるのかどうか伺います。

2点目が、16ページの健康管理システム101万円増になっておりますが、これについてご説明をいただきたいと思ひます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） お答えいたします。

包括支援センターの補助金470万円の件なんですけど、こちらは470万円全て人件費補助という部分です。事務費はありませんでした。その内容なんですけれども、給料を含めて各種手当、社会保険料とか労働保険料、共済負担金、退職手当負担金等、全て含んでの470万円です。余れば、もちろん戻してもらおうんですけれども、社協のほうの実績報告では、これ以上に若干ちょっと使っているということで戻り分はありませんでした。

あと、16ページの健康管理システム101万円の件ですが、こちらは新型コロナウイルスワクチン接種に伴うTKCのシステムの接種券発行部分の改修分の101万円です。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。ほかにありませんか。

4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 1つだけちょっと教えていただきたいんですが、8ページの地方消費税交付金、この一般財源化がマイナスの970万何がして、社会保障のほうで2,000万何がしになっていますけれども、これはどういうふうになると、こういうマイナスとプラスが出るのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

地方消費税交付金の一般財源化分につきましては、交付割合が人口と事業所数について案分されます。それから、社会保障財源化分は人口のみの配分となりまして、県からの配分、年4回に分けて交付されます。結果的に、このような形の実績となったものでございます。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） もともとどういうふうな予算立てしているのか、ちょっと分からないんですけども、大本の地方消費税交付金があって、その中の何パーセントというのが一般財源化というのはもう決まっていますよね、最初が決まれば。それで、10%に上がった分を今度社会保障のほうに回しますよというのが、回すための計算はもうもろもろ国から、それから県から、それは町の中でいろいろあると思うんですけども、最初の金額が間違っていなければ、割合がこんなに変わるということはあるんじゃないんですか、通常。基礎のところは一緒なので、例えばトータルで1億の交付金が来ますよといったならば、その配分割合というのは間違いないんじゃないでしょうか。ということは、最初の予算立てするとき、計算か何かちょっと違ってましたよというのが主な原因じゃないかなというふうに思うんですけども、どうなんでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 一般財源化分につきましては、国からいただいております計算書ですと21分の10というような形で、社会保障財源分は21分の11という割合でそれぞれなります。その辺につきましての考え方については、まだちょっと私理解しておりませんでした。今後、精緻な予算取りをしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） トータルでは県からの交付ですから、その辺の実績は間違いないんだというふうに思いますけれども、これから予算立てするとき10%、我々軽減税率で8%の部分はありますけれども、アップした分というのは全部社会保障のほうに回しますよという形になっていますから、10%の分の計算と8%の分のトータルの交付金が間違いないければ、その配分がこんなに差が出るということは、トータルでプラマイで3,000万円ぐらいの差が出ているということはあるんじゃないかと私は思っていたんで、ちょっとその辺のことを次年度というか、令和3年度はもう組んじゃっているんでしょうけれども、これは令和2年度の補正なので、令和4年度、今後計算するとき多分その辺のことから積み上げていけば、こんな大きな間違いというか、大きな補正は組まなくても済むんじゃないかなというふうに私は思っていますので、ぜひその組み立てるときのそのパーセンテージはもう決まっているんですから。もともとは10%と決まっていますので、その配分だ

けなので。こんなに違うというのは、私の感覚ではちょっと理解できないところがあるので、ぜひともその辺の次回からの予算立てするときに生かしていただきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） なければ、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第3、承認第4号 専決処分の報告及びその承認について（令和2年度浅川町一般会計補正予算（第9号））を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

◎承認第5号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第4、承認第5号 専決処分の報告及びその承認について（令和2年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第4、承認第5号 専決処分の報告及びその承認について（令和2年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号））を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

◎承認第6号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第5、承認第6号 専決処分の報告及びその承認について（令和3年度浅川町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

これから質疑を行います。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 先ほどは失礼しました。

5ページのいわゆるコロナの予防ワクチンの接種の業務委託料、会場の設置業務委託料が1,000万、これはダスキンという会社に業務委託したということですが、端的に申し上げますと、いろいろ町の職員、あるいは関係者が様々な形で超勤までやって、会場設営にいろいろ関わったり大変な苦勞をしている、そういう状況の下に今円滑に行われているということを非常にうれしく思うんですが、この会場の設置の業務の委託が1,000万かかるというのは、何か庶民の感覚からすると、そんなに幾ら一日二日ではないにしろかかるのかなど。こういう会場というのは一回設営すれば、あとはコロナの場合には消毒、あるいは薬品の補充とかいろいろそういうことはあるんだと思うんですけども、ちょっと高いのではないかというふうに思うんですが、その辺の状況をご説明をお願いしたい。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） こちらの1,000万という予算でございますが、250万掛ける4回という内容になっています。

注射をやられた方は分かると思うんですけども、今やっておりますが、当初の予算では250万で1回ということで、1か月借りっ放しでの1回分ということでして、当初1回設置して、また3週間空くので撤去ということも考えたのですけれども、それだとまた費用がかかってしまうので、1か月借りっ放しという方向で社会教育課のほうにもご協力いただき、体育館を1か月押さえさせていただいて、今2回目をやっているというところですよ。

それで、内容としては、全て土足で上がれるようなシートも敷きましたし、あとパネル、テーブル、椅子、全ての備品をこれは含んでおります。町の椅子、机を使えばいいんじゃないかとも思うと思うんですけども、国のほうからも、通常業務の上にコロナの接種の仕事が下りてきているので、委託できるものは委託しろというような指導もありますので、予算的にはこれコロナ関係ですと、基本的には10分の10全て国から来るということですので、それに乗ったというか、それに乗って会場の設置も町の備品をあまり、当初使わない予定だったんですけども、やっぱりやっていくうちには椅子が足りなくなったり、机が足りなくなったりというので、公民館の椅子とか机も多少は使っている部分もあるんですけども、基本的には委託して万全な態勢を整えたというところですよ。

あと、4回分というのは、これ一応暫定的に64歳以下の部分も含んだ1,000万になっていますので、そういう予算となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） ただ、1回いつでも何でも借りて、そしてそのまま置くというようなことにもなるんだと思うんですけども、それにしてもこの1回の委託に250万×4というふうなことは、ちょっとそういうふうにかかるんだろうかと。積算した、そういう資料なんかも出されているんだと思うんですけども、それは確かに国から100分の100来ますから、それは町としては負担がないということで、業務を委託することは私はいいと思うんです。ただ、こういう業務の委託についても競争の原理みたいな、そういうものは一定の制限された業務ですから、限られた業者になるということにもなると思うんですけども、そういう点ではどうなんでしょうか。いわゆる随契というような形になっているんだと思うんですけども、そういう業者が特別そんなにいつもないんだろうし、そこの中からどういう形でダスキンを選んだのかというようなことも含めて、国から来るから、それは先ほど言ったように思うんですけども、これ国から来るのも随契ですから。そのところは、そういう点で節約できないのかなということでお伺いしたわけであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） こちら契約の方法としては、もちろん議員さんのおっしゃるとおり随契でやらせていただきました。というのも、そのワクチン接種の期間まで時間がなかったという緊急性だということで随契にさせていただきましたが、その業者選定なんですけれども、ダスキンのレントールというレンタル部門、こちらが全国的にもイベントとかで展開している大きな会社ですし、実績もあります。それで、他町村でも近隣町村でもそこをお願いしているという町村も数ありましたので、そちらにさせていただきました。もちろん、レンタル品の単価というのがありまして、それを積算して、あとは設置経費とか人件費とかも含めた金額の1回の料金となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 例えば、そういう器具の消毒なんか含まれているんですか。例えば、1日終われば消毒するとか、どうのこうのというふうなことです。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 消毒のほうは、業者は設置と撤去のときに入るということなので、消毒は都度都度、職員のほうで小まめにやっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 5ページの委託料、医師等委託料、消費税漏れにより386万9,000円と今回補正上げたということでございますけれども、大変申し訳ございませんけれども、お医者さんにいろいろ大変世話になってスムーズに接種できること、本当に感謝したいと思っているんですが、これトータル的には医師等委託料はどのくらいになって、内容等をちょっと教えていただければと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） こちらは接種1回につき2,277円という単価で、石川郡医師会と石川郡内はこ

ういう単価で契約をしております。

当初予算では、ちょっとこの消費税分を除いた金額で計上してしまっていました。2,070円で計上してしまっていたんですけども、今回その消費税分を含めて補正させていただいたところです。大体5,000人分ぐらいは見ているかと思います。当初予算には、接種委託料として2,600万ほど計上してありますので、合わせて2,900万近くの経費となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） なければ、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第5、承認第6号 専決処分の報告及びその承認について（令和3年度浅川町一般会計補正予算（第1号））を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、承認第6号は承認することに決定しました。

◎承認第7号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第6、承認第7号 専決処分の報告及びその承認について（令和3年度浅川町一般会計補正予算（第2号））を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第6、承認第7号 専決処分の報告及びその承認について（令和3年度浅川町一般会計補正予算（第2号））を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、承認第7号は承認することに決定しました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第7、議案第22号 浅川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 3点伺います。

1点目ですけれども、前年度の医療給付の動向、特徴について伺いたいと思います。

2点目ですが、後期高齢分、あるいは介護分、これが計算上はいろいろと国保税に影響してくるわけでありまして、これはどのようにして算定されて浅川町に来るのかどうか、その点について概要を伺いたいと思います。

3点目ですが、今回この税条例の改正では、あと僅かな基金活用で国保税は前年に比べて減税になるという、そういう状況であります。今の時期、減税になるか増税になるかというのは、これは国民の受け止めるニュアンスとしては大きなものがあるというふうに思うんですけれども、減税にしなかった理由、それについて町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） お答えいたします。

まず、1点目の前年度の医療給付費の動向、特徴についてということですが、若干ちょっと調べたところ医療給付費は下がっております。1人当たり医療給付費が、前年度データ上なんですけれども2万5,923円だったのが2万4,473円と1,400円近く減になっております。こちらの動向の理由としては、新型コロナウイルスの影響で医療機関への受診控えというのがあるのではないかと見ております。それで、特徴なんです、病気別に言いますと、がんが25%、精神疾患が23%、筋骨格、リウマチ、パーキンソン病などなんですけれども16%、糖尿病が14%というふうな感じで浅川町の上位を占めております。これの特徴は、がんに関しては5%ほど国・県の数字よりも低いんですけれども、精神疾患が若干、国・県の数字よりも8%ほど高めになっております。

次の2点目の後期高齢分、介護分の算定方法ということなんですけれども、こちらは県の統一保険料じゃなくて、県が給付費を決めるということになってからは、県全体の医療費、介護、後期の医療費ということで、それを計算して市町村に振り分けているところなんですけれども、後期と介護についても県の後期高齢の保険料と介護保険料が上がれば、利用が上がれば、それにつられて市町村も上がるという仕組み、いろんな計算方法はあるんでしょうけれどもそういう仕組みになっております。今年度分も木曜日に説明したように、介護分がやっぱり上がっておりますので、それもこの金額を納めてくださいと県のほうから示されてまいりますので、ちょっと町のほうではそれに従わざるを得ないという部分はありますので、それを国保税でうまく調

整しているというのが現状でございます。

3点目は、町長からお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 一般質問でもお答えしたとおり、県統一保険料になるまであと数年ございますが、保険料が高くなると想定されることについては制度上の問題もあり、高くなるのは非常に胸が痛くなる思いでございますが、今後、急激な高騰にならないように残りの基金を使っていきたいなと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目は分かりました。

2点目は要するに、浅川町の後期高齢者の医療の受診状況とか、浅川町内での介護保険の利用状況にかかわらず県から示された額を納めると、こういうシステムになっているんだということの理解でよろしいですか。確認したいと思います。

それで、3点目です。今、町長がおっしゃられました県の統一保険料下で、令和11年度から実施される予定なんですけれども、それまでに、だんだんと浅川町の保険料はシステムが変わるために上がっていくと。それに備えて基金を取っておきたいと、こういう思いかないというふうに思うんですけれども、私は、これはちょっと力の入れどころが違うと思うんですね。今、コロナで大変な時期だから、これはきちんと減税して、そしてやはり県の統一保険料化という、そういう仕組みの変更によって浅川町の実態が何ら変わらないのに国保税が上がると、これについてはやっぱりおかしいというのを町長、必死になって声を上げていただいて、浅川町の負担がそういうシステムの変更によって不当に増えるというようなことがないように頑張ると、こういうことが必要ではないかというふうに思うんですけれども、認識を伺います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 1点目については、議員さんのおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 基金を全額使えばかなり下がると思いますが、何とか残りの3,000万ちょっと、来年、再来年とか様々なことを考えまして、今回1,650万円を基金から取り崩させて少しでも抑えようといいました。

なお、今後、県や町村会の定例会のときに、このことはなるべく上がらないように強く訴えていきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 最後なんですけれども、なるべく上がらないようにじゃなくて、絶対上がらないように国とか県は金を出せということをきちんと言ってもらいたいということなんです。答弁は結構です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 9番議員からもありましたが、やはりこのコロナは今まで経験したことのない未曾有

の疫病なんですね。ですから、こういうふうに苦しいときに、中でも上げるといのは、これは町の姿勢として私は承服できないですね。これから県に移行する、そういう状況を鑑みて、その備えのために急激に上がらないような、そういうときに使うんだという、言わばそういうことであります。しかし、やはりこういう状況はかつてなかったことですから、そういうものと考えれば、不景気になって雇い止めや解雇されている、そういう方もいるわけですから、そういう状況に上げるというのは、私はなかなか解せない。何とせよ、やっぱり少なくとも据置くか、若干の規制をするかというような、そういうところに政治的な判断をするのが正しいのではないのかなと思います。

ちなみに、あと幾ら繰入れすれば昨年並みにというふうになるのか、その辺の予算はどのぐらいになるんですか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） あと幾ら基金を取り崩せば昨年並みになったかというご質問なんですが、試算を1回してみたところ、500万円程度入れれば介護分は下がったのかなというふうには見ております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町長、9番議員の質問に答えていますから、それに尽きるというふうに言いたいところだと思うんですけども、やっぱりそういう政治判断をきちんとして長として求められると思います。十分これからの状況なんかも鑑みながら、値上げにならないような方法を考えていただきたい。

そして、ましてや介護の分が全国的には上がっているというのがあったように、浅川町でももそうだと思うんですけども、その辺にもいろいろ国に対する物言いをきちんとしてしながら、今まで浅川町が努力して値下げをしてきた、値下げ、あるいはしようとしてきた、そういうものが崩れてしまうということですので、町長が言うように、本当に絶対そうなるってはないというような姿勢を長として貫いてほしい。なお一層そのことについては、町民の声を聞きながら頑張ってもらいたいということを要請して終わります。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

まず最初に、反対者の発言を許します。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 共産党議員団を代表して本案に反対の討論を行います。

本国保条例改正案は、今年度の国保税を前年度よりも1世帯当たり755円引き上げて14万4,107円に、1人当たりでは3,207円引き上げて9万4,951円に増税するものであります。

コロナ禍の下で、浅川町は2年連続の国保税増税となります。本案は国保加入者が苦労して納めた国保税の使われなかった分をためた国保基金、この取崩しを追加的行いました。ところが、これは中途半端と言わざるを得ない金額で、あと僅か取崩し額を増やせば減税にすることができました。2年連続の増税にするのと、減税にするのとでは意味合いは全く違います。今年は頑張って、僅かですが減税にしましたとなれば、コロナ

の下で苦勞する町民の皆さんも頑張ってくださいという町からのメッセージが伝わります。基金がまだ十分あるのに、増税にするという本案は、加入者の納税の負担を今以上に増やすということだけではなくて、コロナで苦しむ人たちにしっかり寄り添う姿勢がうかがえません。以前、浅川町では、国保基金が乏しいときには、一般会計から繰入れをしてまで国保税の減税を行ったことも一度ならずありました。国保基金がありながら増税する本案には反対であることを申し上げ、討論とします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、水野秀一君。

○11番（水野秀一君） 賛成の討論をさせていただきます。

国民健康保険税は、医療給付金、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つから構成されており、町民の健康を守る大事な保険税であります。

平成30年度より新制度になり、先行き心配な面もありますが、本年は基金を取り崩し、保険税を少しでも安くしようとしている努力を評価すべきと思います。国民の国保の加入者も年々減少していますが、国民健康保険税はみんなで支え合って成り立っている保険税であります。応分の負担をしながら、支え合ってこの保険制度を守っていくべきと思い、本案に賛成いたします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第22号 浅川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第8、議案第23号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第8、議案第23号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第9、議案第24号 浅川町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第9、議案第24号 浅川町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第10、議案第25号 浅川町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第10、議案第25号 浅川町介護保険条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第11、議案第26号 動産の取得についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 確認なんですけど、現在こども園では日産のマイクロバスが2台、トヨタのハイエースが1台の3台で稼働している。それで、このローザを購入するという事は、1台マイクロバスを今あるやつを廃車にして、これを新たに入れるということによろしいんですか。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、高野喜寛君。

○学校教育課長（高野喜寛君） 基本的にそのような考えで進む予定をしております。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） そうしますと、古い車の処分方法ですが、通常の車の購入であれば下取りという形が出ると思うんですが、今回は下取りという考えはどうなんでしょうか。もし、メーカーほうで下取りがないというのであれば、非常にまだ車の状態も一般で使うのには差し支えない。じゃ、ほかの公共団体ではどうしているかという、今はやりのヤフーのオークションで、公官庁オークションというのがあります。そちらで全国的に入札をいただいて、町の財政とかに繰り入れている、ただで処分するにはまだまだもったいない車両があります。どのような処分の方法を考えていますか。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、高野喜寛君。

○学校教育課長（高野喜寛君） 下取りについては、議案にありますとおり購入の分だけですので考えてはおりませんが、その後の処分につきましては、処分になりますと普通財産という形になってきますので、普通財産で処分するに当たりましては、財政のほうと協議しながら処分の方法について検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） ぜひオープンガラス張りの売却、ヤフーオークションですと全国の方から入札をいただけるということで、本来の物の価値というのが改めて分かるという非常にいい状態であります。今までの車両の処分とかがいい悪いという部分で言っているわけじゃなくて、それを公平に売却することによって、高額で売れるということも期待できますので、その辺も新たな導入で、課長さんも若い課長さんであります。多分、日頃からそういうヤフーオークションなどは見たり利用していると思いますので、ぜひとも新たにそういう売却の方法も模索してはいかがかと思います。

また、これは町長にも財産の管理という部分で答弁をいただきたいなと思います。

じゃ、まず最初に課長。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、高野喜寛君。

○学校教育課長（高野喜寛君） 先ほど答弁しましたとおり、財政のほうと十分協議して進めたいというふうに考えております。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 少しでもお金が入ってくるのはいいと思っております。より高く売って、町民の皆さんに還元したいとは思っております。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 随契というふう説明でありました。こういうバスを買う、造っているところ、そういうところは限られているというふうにやっぱり思うんですけども、それにしても須藤議員が言ったように、日産とか、日野とか、いすゞとか、そのほか結構多くのメーカーが造っているということが分かりまして、なぜこの三菱ふそうトラックに随契になったのか、その辺を教えてください。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、高野喜寛君。

○学校教育課長（高野喜寛君） 随契にしました理由につきましては、提案理由の説明でも申し上げましたとおり、今回の購入に当たりましては、子供たちの安心・安全を考慮した形でロングボディーの4WDという車両を選定しております。バスを製造している会社は先ほど申し上げましたとおり、確かに日産、トヨタ等、いろいろございますけれども、ロングボディーのこの4WDの車両を製造販売している業者につきましては、今回の三菱ふそうトラック・バスという業者1社となりますので、そういった観点から指名競争入札ではなくて、随意契約という形の契約方法を取らせていただきました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） そうすると、そのロングボディー、4WDとなっているそういうところは、ほかのメーカーでは造っていないということなので随契にしたと、こういうことではありますが、そうなればやむを得ないというふうに思っておりますが、再確認したいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、高野喜寛君。

○学校教育課長（高野喜寛君） そのとおりでございます。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 随意契約の価格の妥当性については、どのように検討されたのか伺いたと思います。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、高野喜寛君。

○学校教育課長（高野喜寛君） 価格の妥当性につきましては、確かに購入金額1,200万円を超えるということで高額な額ではございますけれども、見積りをいただいた中で値引き額を見ますと152万2,000円ほど値引きをしております。そういった観点からしますと、予算額から比べると相当額の減額という形になってきますので、そういった意味で価格の妥当性は十分あるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） なければ、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第11、議案第26号 動産の取得についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第12、議案第27号 権利の放棄についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 幾つか質問します。

債務者死亡から権利放棄を決めるまでの経過、これの概要を説明いただきたいというふうに思います。

それから、2点目ですが、債務者にプラスの財産というのはなかったんですか。不動産、主たる動産、そのようなものはなかったのか、どのように確認をしたのか伺いたと思います。

それから、3点目として、これほどの金額を放棄するわけでありましてけれども、放棄するに当たっての町長の気持ち、これを町民の皆さんに対する気持ち、これをぜひお聞きをしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） まず1点目です。経過の説明でございますが、昨年11月15日にお亡くなりになりました。その後、顧問弁護士先生等と今後の方針等を打合せをしました。

提案理由の補足の中でも説明しましたが、今年になりまして、2月と3月に2の方がそれぞれ相続放棄の法手続を行ったところでございます。その後、再度顧問弁護士の先生と今後についての対応を相談、4月に行いまして、その際にも2点目のご質問とかぶりますけれども、その際に不動産関係のそういう財産とかについて、ちょっと確認すべきだというところをアドバイスを受けております。その後、再度いろいろな、亡くなった方が住んでおられました土地、建物等の登記簿等も確認しておりました。5月になりまして、再度、弁護士さんと相談し、今回の提案に至ったわけでございます。

債務者のプラスの財産につきましては、土地、建物が亡き父親の名義のものでございますが、相続が完了しておらず、見かけ上、お母さんとその亡くなった本人の共有扱いになるのかなと思われまふ。それを相続人が今回放棄したことにより、それを2分の1の見かけ上ある持ち物を相続財産として強制执行的なことをしようとすると、また費用等についてかかるもので、かつ加えて、その不動産につきましては抵当権も入っており、今回そこまでの手続は不要であると判断したものでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本人、家族には何も言うことはございません。こういう事案はあつてはならないこと、二度と起きないように徹底して目を光らせてやっていきたいと思つております。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目と3点目は分かりました。

2点目、私が今まで、うわさで聞いていたのはちょっと違って、土地、建物は亡き父親名義ということであれば、亡くなった債務者はその相続人ですよ、相続人。相続分があります。相続権を放棄した方が相続人が2人いるので、元債務者と合わせると相続人は3人いるということなんですか。そのうちの1人は奥さん、だから2分の1を取つて、残りの2分の1を2人で分けるということで、4分の1の相続権は法定相続分はあると思ひます。

今の説明だと抵当権がついていて、行政執行をすると費用倒れになるということから、それについてはかかかなかつたということでしたけれども、その土地、建物の評価額と抵当権の設定状況、これについて説明いただきたいと思ひます。場合によっては、やつたほうがいいということつてあり得ます。ですから、これ何でやかなかつたのか、こういう状況だからやかなかつたんだということをつかりやすく説明いただきたいと思ひます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） まず、土地の評価状況ですが、地価調査等の公表データを基にしますと、その土地が約100坪あります。それに近似の地価調査価格が平米当たり約1万2,700円が一番近いところと、ネット上の話でございますが、調べたところそういったことで、掛け合わせますと約400万の評価になろうかと思ひます。

抵当権のほうにつきましては、登記簿情報ですと2,600万あるということつて残高については限度額ですので、現在のところ実際の額は不確定ではございますが、そういったところと今回の相続財産管理人を選任してまでの行政執行については費用倒れになるのかなというところつて、こういった判断となりました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 抵当権というのは、根抵当権で極度額が2,600万円だということですね。実際の存在する債務額というのが幾らだかというのは、把握しているんですか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） そこまでは確認しておりません。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） この極度額2,600万円の根抵当権が設定されていても、債務が仮になければ、これは意味のない根抵当権になりますから、ですらないのと同じという判断もできると思うんですね。

そうすると、400万円の4分の1だったら100万円ぐらいは入ってくる可能性があり得るということだというふうに思うんですが、それでも財産管理人とかの指定をしたり、弁護士さんにいろいろと財産分与の調停というのかな、何というのかな、そういうのをやっていたならば費用倒れになると、こういう判断なんですか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 相続財産管理人の選任に当たりまして、予納金というものが必要となり、それはその案件によっていろいろ額は変わってくるようですが、その手続をやるのにも最低1年半や2年間ぐらいかかるようでございます。その費用につきましては、30万以上から100万円程度かかるのではというようなお話をいただき、かつ4分の1の競売をしたところで、そういうものはなかなか共有物件は難しいのではないかとということからでございます。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） なければ、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第12、議案第27号 権利の放棄についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第13、議案第28号 令和3年度浅川町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） 衛生費の清掃費に……

○議長（円谷忠吉君） ページ。

○1番（菅野朝興君） 8ページですね。今回はこの予算ついていないのですが、町内のごみの収集場所についてお伺いしたいことがあります。

○議長（円谷忠吉君） もう一度お願いします。

○1番（菅野朝興君） 町内のごみの収集場所ということに、今回この予算にはついていないお話なんですけれども……

○議長（円谷忠吉君） これは補正だから。

○1番（菅野朝興君） 衛生費ですね。衛生費の清掃費ということなんですけれども。

○議長（円谷忠吉君） 項目ないから、あるもので言ってください。

○1番（菅野朝興君） あるものです。

○議長（円谷忠吉君） 今日は一般質問ではないから、だからよく探して聞いてください。

○1番（菅野朝興君） あるものですよね。すみません、じゃ7ページですね。

歳出の3款民生費2項7目18節の子育て世帯生活支援特別給付金460万円のこの町民への周知はどのような方法での周知なのか。そして、給付金の配布時期はいつになるのかということでお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） こちらは子育て世帯生活支援特別給付金460万ということで、概要なんですけれども、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得者の子育て世帯に対し特別給付金を支給するという事業で、低所得者の子育て世帯に支給するというので、一律児童1人当たり5万円を給付するという事業ですが、こちらは全額国庫負担10分の10で国から支払われるものでございまして、基本的に令和3年4月分の児童手当を受給している方で、住民税非課税である者に対して支給するものです。

この住民税非課税の判定が今月以降7月までには課税情報が判明しますので、そちらから対象者を正確には絞り込むんですが、可能な限り速やかに支給するために申請は不要となっております。その該当する方に関しては、もう口座とか、毎回振り込んでいる児童手当の口座が分かっているので、こちらは申請不要で支給されます。

でも恐らく、先月あたりの児童手当の中に、こういうものがありますよという部分の周知のチラシは同封しているはずですので、そういった方法で支給の流れになります。

実際支給するのは、確定するのがありますので、7月以降8月中ぐらいには支給できるのかなと思っております。

以上です。

○1番（菅野朝興君） 分かりました。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

ページ言ってください。

○10番（角田 勝君） 9ページの10款2目19節子育てのための施設などの利用給付金112万1,000円、これは

障害者のための施設の利用のためというふうに説明がありました。どういう形でどういうふうに給付されるのか、その辺の状況を説明願います。

もう一つは、10款2目14節、いわゆるこの公民館の修理、あるいはいろいろ衣替え等なんか、今度、教育委員会と中央公民館のいろいろ配置換えというんですか、移行するというふうなことが説明になりましたけれども、これはいつ頃きちっとそういう修理なんかも含めてそういう形になるんですか。そういう形になれば、もちろん住民にも、こういうふうになりましたというお知らせを広報なんかで知らせてくれるかと思うんですけれども、その辺も含めてご説明をいただきたい。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、高野喜寛君。

○学校教育課長（高野喜寛君） ご質問いただいた、まずは1点目、11、2の19、扶助費ですね。こちらの子育てのための施設等利用給付費につきましては、町内のお子さんが町外の私立幼稚園に通う際の給付費という形になってございます。正確に申しますと、今回該当児は3歳児1名ということで白河市の私立幼稚園に通ってございます。その子供に対する給付費ということで112万1,000円を計上させていただきました。

2点目、教育委員会関係ということで、私のほうからお話をさせていただきますが、修繕であったり工事関係ということで学校教育課の執務室の移動に伴いまして、関係する工事等、今回議決をいただきましたならば速やかに手続等を進めまして、6月から7月の中旬にかけて、そういったもろもろの工事等を進めまして、できる限り7月中には完全な移動を終わらせたいと。当然その移動に伴います関係する行政機関であったり、また町民の方に対しては、正確にいつから教育委員会、学校教育課の執務室がこのような形で変わりますよという形の周知は図りたいと思いますので、ご理解のほどよろしく願います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 前も子育てのための施設利用給付費ということで、説明のときには何か障害者のというふうな趣旨であったように、私はちょっと走り書きしてあったんですけども、それはそうではなくて、町外の施設というか、幼稚園にお願いすると、今までもやってきたと、そういう形のことであるということなんです、分かりました。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○10番（角田 勝君） いいです。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 9ページの9款1項2目非常備消防費の10節需用費、消耗品費30万円。説明ですと消防団員応援事業ということで取り組むと、その経費だという説明だったんですが、もっと詳細にご説明をいただければと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） では、お答えいたします。

この件につきましては、3月議会でもやり取りがありまして、その後いろいろ検討しまして今回提案させていただきます。

これからの募集とはなりますけれども、飲食店等に対し、こういった消防団員への応援する割引だとか、そういったところの事業所を募りまして、今後、利用した場合に特典が得られるような形のものでございます。今回、消耗品としましては、その店舗へののぼり、あるいはポスター、それから団員へのカードの作成費用等を考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目として、先ほど8ページの子育て世帯給付費の説明がありました。今の見通しですと、これ何世帯で対象児童は何人ぐらいになる見通しなのか、その点を伺いたいと思います。

それから、やはり同じく8ページ、広域観光ガイドブックの支出が出ておりますけれども、この内容の説明と、町としてはどういうものが掲載されるのか、それを伺いたいと思います。

それから、ちょっと戻りますけれども、7ページの太陽光補助、今回希望が増えて、今の時期でもういっぱいになりそうなので増額したいということだったと思うんですけども、これ急にそういうふうにいっぱい申請が出た背景って、何か特にあるのかどうか伺いたいと思います。

それから、本予算とは直接関わらないんですけども、議長に特別お許しいただきたいと思うんですが、伺いたいと思います。

防災無線に関して、1つは、サイレンの吹鳴試験、毎月1日に行われておりますけれども、6月1日に鳴りますよと、前の日に5月31日に放送があったと。ところが、6月1日に鳴らなかったということで、こんなことでいいんですかという匿名のはがきが私のところに来ました。4月にも同じことがあったというふうに、そのはがきには書いてあったんですけども、そういう苦情も寄せられております。どういうことだったのか伺いたいと思います。

それから、やはり防災無線に関して、この間、運動会で2日続けて花火が上がりました、今日やりますよという小学校の運動会ね。それに関して、やはり何の花火が上がるのか町民の皆さんに教えてほしいと、防災無線を使って。これ公的な行事ですから、別に防災行政無線でお知らせをしても何らおかしくない。花火の里なんだから、これはやってほしいという声は何人もの方から寄せられました。これについての考えを伺います。

それから、生理の貧困が今問題になっておりますけれども、防災備蓄品に生理用品が含まれているのかどうか伺うとともに、準要保護の品目に生理用品を加えることについて検討してはどうかというふうに思うんですが、その点についても伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 1点目の子育て世帯に対する生活支援特別給付金の世帯数と人数ということで、こちら人数に関しましては、国から来る算定シートを使用しまして92名ということで、5万円を掛けて460万と予算計上しております。世帯数に関しましては、こちらまた、そちらまでは算定できませんので、一応人数だけ92名ということで、これから所得が確定したら本算定に進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

広域観光ガイドブックの件ですが、こちらももとは、令和元年度に郡山市さんのほうで作成したパンフレットとなっております。郡山市さんの予算で作成しまして、郡山市だけではなく広く広域圏の市町村の情報も載せたいということで、各市町村に対して写真、情報等を提供してくださいと依頼がありました。

当時、令和元年度には町のほうでは負担金等は負担しておりません。元年度に作成しましたが非常に人気があったようで、あっという間に全てなくなってしまったということで、昨年2年度中に郡山市さんのほうから、広域圏の情報も載っているのでも、各市町村でも少し増刷するのに負担金を出していただけないかということでお話がありまして、浅川町に対しては6万9,000円のほう、令和3年度で負担をお願いしますということで通知がございました。

中身的には、各テーマごとに桜の名所とか、各市町村の温泉、日本酒、そういったテーマ別のページ構成となっております。浅川町で掲載されている分につきましては、城山公園の桜、浅川の花火、夜桜花火等の情報が載っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） まず、太陽光発電の関係の背景でございまして、まずちょっと件数の推移を申し上げたいと思います。5年分ですが、平成28年度は12件、29年度が7件、30年度が8件、元年度が3件、2年度が3件でございました。

今回も3年度の当初においては5件分を計上しておりましたが、現在、全て5件の申込みがあり、今回補正をお願いするものでございまして、ちょっとその理由について、私も新築物件が多いので、こういうふうが増えていくのかなというところも思ったんですけども、今回、今年度についても既存住宅分が4件で新築が1件な状況、特に相関関係はないようでございます。ということで、今回新たに5件分追加をお願いするものでございます。

それから、防災無線に関してでございます。まず、4月と6月について吹鳴試験が鳴らなかったことについて確認をしたところ、まず4月については、8時35分に毎月鳴る予定をしておりますけれども、ちょうど緊急搬送が入ってしまい、放送できなかったというようなことでございました。

それから、6月については、やはり試験間際になって、いろいろな電話の問合せ、町民から浅川分署のほうに問合せがあり須賀川の本部のほうと通信をしており、そのときにサイレンを鳴らしますと、そのやり取りに支障が出るということで試験を行わなかったということでございます。

それから、花火についての防災行政無線でのことでございますが、さらに整理して検討していきたいと思っております。

それから、生理用品でございますが、防災備蓄品の中には入っておりますが、備蓄してはおります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、高野喜寛君。

○学校教育課長（高野喜寛君） 生理用品の関係について私のほうからお話をさせていただきます。

準要保護の支給対象品目ということで、こちらにつきましては浅川町の要保護及び準要保護児童・生徒認定

要綱という要綱がございますが、そちらの要綱に基づきまして、就学援助の支給対象費目という形で学用品であったり、通学用品費、校外活動費などの支給対象費目を教育委員会が定めた額という形で掲げてございます。

今回の生理用品という形でございますが、基本的に現物支給という形の品目として計上はしておりません。さらに今回、経済的な理由ということで、様々な社会問題ということでお話が取り沙汰されているのも当然承知してございます。この経済的理由の家庭の問題等によりいろいろな部分がございますけれども、現在のところの支給要件の対象品目としては入ってございませんので、現段階としては加えることは考えておりませんが、今般のそういった新型コロナの関係等もございますので、十分、他町村の状況等、そういった部分を踏まえながら検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 子育て世帯給付金については分かりました。広域観光ガイドブック、これ新たに作るんですか、新しいものを。それとも、今まで郡山市単独でこういうのを出していたので、引き続きこれ出していくから、浅川町も金を出してくださいという話なんですか。そのところがちょっとよく分からない。私が思ったのは、新しくこういうものを出すから、浅川町も負担してくださいということなのかなというふうに思っていたんですよ。

先ほど述べられた、載っかっているやつ、城山と花火と、これは本当に浅川町には欠かせないものですが、今はもう、それに加えて絶対欠かせないのが即身仏だと思えるんですけども、こういうのも載るんですか、載らないんですか、これに。新しくこれから作るのであれば、ぜひこれ載ってもらいたいというふうに思うんですけども、そういうものじゃなくて、今まで作っていたものについて浅川町も金出せという話なんですか、その点を伺いたいと思います。

それから、サイレンの吹鳴試験の話は説明は受けました。誰一人、町民の皆さんで納得する人はいないんじゃないかなというふうに思います。何で緊急搬送があったから、それはそれで人手が足りないから放送できなかったというのは分かるんですけども、だったら時間を移してやるべきじゃないですか。こういう何か特別な事情があったので時間が遅くなりましたけれども、これから吹鳴試験を行いますと。6月の件は、さらに輪をかけて、これ町民の人が聞いたら怒る話ですよ。須賀川とやり取りをしていて、その邪魔になるから鳴らさなかったと、町民の皆さんには前日に、あした鳴らしますからとわざわざ放送しておいて、そういう内輪の都合で、内輪の都合ですよ、本当に。鳴らさなかったというのは、これは甚だ許されないと思うんですね。もっときちんと仕事をするように言っていただきたいというふうに思います。

これは、この吹鳴試験に関してはあくまでも消防署がやるもので、町が行うものではないと、こういうふうな理解でよろしいんですか。伺いたいと思います。

それから、生理の貧困についてですけども、防災備蓄品の中には含まれていると、準要保護の品目に今は入っていないけれども他町村の状況を見て検討していきたいと、こういう理解でよろしかったかどうか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

今回のガイドブックにつきましては、新たに作るものではなく令和元年度に作ったものの増刷のみとなります。
以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） まず、サイレンの吹鳴試験でございますが、実施主体というか、試験をするのは分署でやるものと理解しております。実際に火災があった場合につきましては、もちろん第一報のほうについては消防署のほうになりますので、試験については消防のほうでやるものと理解しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、高野喜寛君。

○学校教育課長（高野喜寛君） 準要保護の品目につきましては、おっしゃったとおりで、他町村の状況も踏まえながら検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） サイレンの吹鳴試験の件だけ、これ鳴らすとって鳴らさなかったということに対して町はどういう対応をしたんですか、4月と6月と。これ何のために鳴らしているかといったならば、屋外の防災無線がきちんと作動するかどうか確認するためですよね。以前に、火災の際に落雷によって屋外の防災無線が故障していたのが分からなくて、それである地域ではサイレンが鳴らなかったと。だから、火災が知らされなかったという苦い教訓を踏まえて、じゃ毎月、吹鳴試験やりましょうと、機械が、屋外の防災行政無線がきちんと作動するかどうか確認するためにやりましょうということだったんでしょう。私はそういうふうに理解していますが、鳴らなかったといたら屋外の防災行政無線、どこに不具合があるかやっぱり分からないということになると思うんですよね。何か毎月慣れちゃって随分とずさんになってきているのかなという気はするんですけれども、町としてもやはり大事なこれ問題なので、きちんとしっかりと申入れをすべきだというふうに思うんですが、4月と6月の鳴らなかったことに対する町の対応を伺うのと同時に、今後どういうふうに消防署のほうに申し入れるのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 実際に、4月、6月鳴りませんでした。それについて、町の対応については特に行ってはおりませんでした。今後こういった事案が発生した場合については、再度消防署さんと打合せ、協議をして、別な時間に改めてやるかどうか等、打合せをしながら今後対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 3点ほど伺います。

まず、7ページ、2款1項4目12節委託料、公共施設等総合管理計画改定業務委託料520万。一般質問でも伺ったんですが、この手のやつが最近多いと。しかも、今回全てが一般財源での520万の予算づけであると。国・県からの補助がいずれ出る見込みがあるのかどうか伺います。

2点目、9ページ、10款6項2目14節工事請負費で、教育委員会が移動するというところであります。今まで

教育委員会が入ってありました歴史民俗資料館、また空き家になってしまうのかどうか、今後の管理についてどうするのかお伺いいたします。

ページめくりまして、10ページ、10款7項4目14節工事請負費で、町営プールのプールサイドのシート、塗装なのか張り替えなのか112万2,000円とございます。今年の町民プールの開催をまずするのかどうか、お伺いいたしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 7ページの公共施設等総合管理計画改定業務の委託料でございますが、これにつきましては国庫補助等はありませんけれども、特別交付税の中で措置されるということの連絡は来ております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 社会教育課長、生田目源寿君。

○社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

2点目、3点目となります。

9ページの一番下、公民館のところですが、先ほど来ご説明申し上げておりますとおり、学校教育課が公民館の旧図書室に移転いたします。その後、空き家にはなりますが、民俗資料館はそのまま開くようにいたします。ただ、空き家になるものですから鍵は締めておきまして、貼り紙をいたします。見学希望の方はこちらにお願いいたしますということで、公民館に来ていただきまして、こちらで鍵を開けて案内をしたいと、そういう予定をしております。

それと、3点目です。10ページの上ですが、プールです。町営プールなんですけど、オープンは昭和43年8月です。開業から53年経過しております。その間、2回ほどリフォームしております。直近で言いましたならば、25年前にプールサイド等をいじっております。その後はやってはおりませんが、経年劣化によりまして、プールサイドは随分ひどい状態になっております。私も4月から担当になったものですから、いろいろ考えたんですけども、町営プール、幾ら老朽化といってもここで終わるわけにはいかないのだから、子供たちは2か月、7、8月と楽しみにしているものですから、今年度も7月1日オープン、今、目指して準備はしておりますが、今回思い切ってプールサイドのシートをみんな張り替えて、子供の安全第一ということで今回計上させていただきました。ご理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） まず、最初の公共施設等の計画の委託料は国・県の補助はないけれども、交付税の中で上乗せをするということですね。

それで、一般質問でも聞いたんですが、この手のものを造っておかないと、後々、公共施設の改修やら何やらで必要になるからやるんだということですが、改修できる財源もないままこういうのをやっていくのも、何かむなしような気もするんですけども、極力、町の持ち出しがない中でこういうのをやっていただきたいなど希望します。

続きまして、教育委員会の件なんですけど、教育委員会が歴史民俗資料館に行った経緯というものは、やはり開かずの間になっていて、そして中の蔵書物とかが湿気でやられた、カビが生えたという経緯もありますので、また元に戻らないような感じの方法等を模索していただければと思います。職務に支障を来すので、こちらに

移動するということは十分理解できるんですが、やはりあちらの施設も面倒を見ていただきたいと思います。

あと、プールサイドの件は了解です。

それで、再度オープンに当たっての質問なんですが、利用者の制限等、あと1回の利用に当たっての利用者の制限等、あと例えば、近隣でのコロナの発生状況とかによって臨機応変に収容人数等に対応するのか、お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 社会教育課長、生田目源寿君。

○社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

その前に、歴史民俗資料館、定期的うちの職員で開けて、風通しはよくしたいと思います。

3点目のおただしの答弁ですが、まずプールの制約、昨シーズンもコロナ禍でしたが、特に制約等は設けていませんでしたが、参考になんですが、昨年7月1日から始まって、8月31日の2か月間で3,600人の方がご利用されました、3,600人です。

今年度もこちら担当課で考えたところで、このくらいの人数の方は来園するののかということを想定しまして動いてはおりますが、今現在で申し上げますと制約する予定はございません。ただ、7月1日から始まりまして、7月の月上旬はまだ学校やっているんで、あまり来場者はいないんですが、夏休みになってからの人数によって、あと浅川町、そして隣接の町村の感染状況によっては制約をかけるかもしれませんが、今現在では予定はしておりません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） なければ、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第13、議案第28号 令和3年度浅川町一般会計補正予算（第3号）を起立によって採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

ここで10時55分まで休憩といたします。

休議 午前10時39分

再開 午前10時55分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第14、議案第29号 令和3年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 本予算は、私たちが先ほど反対をした議案第22号、国保税条例改正案に基づいて国保税を増税する内容の補正予算でありますので、本案には反対をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、水野秀一君。

○11番（水野秀一君） 私もさっき言ったような理由で賛成とさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第14、議案第29号 令和3年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第15、議案第30号 令和3年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 22ページの2款1項1目12節の委託料、計画策定委託料150万ということで、説明ですと浄化センターの耐水化計画の策定というご説明でした。台風19号によって浄化センターが浸水したために、それに対応する計画をつくるというご説明だったんですが、例えばこの計画策定の中で、また再度、大雨の際に浸水を防ぐための具体的に対策といいましょうか、例えば止水板を設けるだとか、何かそういうものを盛り込む計画なんでしょうか。ちょっとその辺お聞きします。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

ただいま2番議員さんのほうから質問のあったとおり、耐水化計画の策定につきましては、浄化センターをはじめマンホールポンプ場などを対象といたしまして、計画洪水水位といったものを算定しまして、それらに施設が対応できるような施設を改良するための工事を今後行うに当たりまして、基本的な計画を策定するものであります。具体的には、施設個別に検討いたしまして、建物、それから設備、機械類を含めましてどのように耐水化を図るかということになります。建物ごとに地盤の高さといいますか、浸水する高さが変わりますので、個別に例えば防水扉でこの施設は対応するとか、それから防水壁を造るとか、個別に検討する内容になっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） なければ、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第15、議案第30号 令和3年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第16、発議第2号 トリチウム及び放射性核種を含むALPS処理水の海洋放出方針決定に強く抗議し決定の撤回を求める意見書提出についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第16、発議第2号 トリチウム及び放射性核種を含むALPS処理水の海洋放出方針決定に強く抗議し決定の撤回を求める意見書提出についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎請願第2号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第17、請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書を議題とします。

これから紹介議員に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第17、請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書を起立によって採決します。

お諮りします。請願第2号を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

◎請願第3号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第18、請願第3号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を議題とします。

これから紹介議員に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第18、請願第3号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を起立によって採決します。

お諮りします。請願第3号を採択することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、請願第3号は採択することに決定しました。

◎請願第4号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第19、請願第4号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願を議題とします。

これから紹介議員に対する質疑を行います。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 紹介議員である10番、角田勝議員にお尋ねいたします。

請願団体であります福島県県南農民組合の組織について教えていただきたい。

また、紹介議員である角田議員との関係をまず併せて教えていただければと思います。それだけ先にお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 農民連は全国的な組織で、この請願団体は福島県県南農民組合ということで、福島県の農民組合連合会の支部というんですか、一つの地方に分かれた農民組合です。

農民組合は、その目的はやはり農民の暮らしを守り、なりわいを守っていくと、そして様々な政策的な提言なんかも含めて、あるいは農家の様々な問題で力を合わせて、力強くという、そういう団体であります。

白河市のこれ本部というか、県南の自治体の事務局が東上野出島源兵エ池にありまして、代表が大竹利男、元白河市議員の方であります。今、約100名からの組合員で活動しております。

私との関係では、私もその農民組合の組合員の一人であります。

以上であります。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） この請願を求める内容につきましては、やはり浅川町の基幹産業である農業、しかも米の米価に対しての要望ということで私も十分理解はしているのですが、ただ土日、いろいろな意見が私に寄せ

されました。というのも、ご存じかと思いますが、数日前に出た本の件でございます。その本を読みますと、角田勝議員と大竹代表の仲が、中身が記事の中に載っております。それを讀んだ町民からは、できればこの請願は、今の角田議員との雑誌に取り上げられた問題がクリアされてからきっちり請願する、全員、全会一致という形で請願を送るのが望ましいと私も思うんですが、やはりそういうグレーの部分が見え隠れする中で、この請願に賛成するということが極めて私は理解できない、私もすっきり起立することができない状況であります。その件に関しまして、紹介議員である角田議員はどのような気持ちですか。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 雑誌に私の写真入りで出ました、不正受給がされたのではないかと。紹介の方も含めて、この事業の継続、交付金というのは国が措置したわけでありますが、私も12月議会で一般質問の中で申し上げて、皆さんもご存じだと思うんですが受給をいたしまして、それは国の制度に基づいて、きちんとクリアをして受給をしたものであって、決してあの雑誌に書かれているような不正受給疑惑というふうに、もう既に不正疑惑を決めつけて返金するののかしないのかなどという、そういうことまで書かれております。今、私は弁護士とも協議をこれからして、きちっとした態度を明らかにすると同時に、きちっとするというのは不正受給ではないということ、これを明らかにしながら対応していきたいというふうに考えております。

ですから、この問題と新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願とは、何らこの問題は関係しないものでありまして、クリアをしてということでありますが、私が不正受給をしていないということははっきりしているわけですから、これは農民連と中小企業庁との話し合いの中でもその点は明らかになっております。そういうこともありまして、この請願と私の今度の記事とは直接関係しないということをぜひご理解いただいて、全会一致で通していただきたいなというふうに思います。

以上であります。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。ほかにありませんか。

2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 私も8番議員と重複する面はあるんですけども、福島県県南農民組合という組織は、これは法人格があるのでしょうか、例えば農業法人とか、そういう団体なんでしょうか。あるいは、あくまでも農家個人が皆さん集まって、そういう組織をつくった団体、いわゆる任意団体というのでしょうか、全国的にこの組織があるというお話なんですけれども、そういった中での部分ですね。

あとは、主にどのような活動をされている組合なのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 産直農業協同組合というのがまた別にあります、その農業協同組合は協同組合法に基づく協同組合であります。この県南農民組合については法人格を得てはおりません。

それから、主な活動は先ほど私、概論として申し上げましたけれども、農業と農民を守っていく、そういう農業振興をして日本の農業を守っていく、農家の暮らしを守っていくという、そういう目的のために様々な活動をやります。今、具体的にという話がありましたが、例えばこういう形で国会に請願を出して、日本の主食である米の価格を安定して暮らしを守ってほしいと同時に、今農業に成り手がない。若者がどんどんもうもうからない農業をやらないというふうになっておりまして、どんどん後継者もいないというような、そう

いうことに対してもやはりきちっと米の値段を守っていく、あるいは農家の暮らしを守っていくという国の施策を充実させてほしいと、こういう要望書を出したり、国会に請願をしたり、あるいは農林省交渉をしたり、あるいは原発の問題でも東京電力等、私も東京に行ってきましたけれども、本社といろいろ話し合いをして、きちっと風評被害、そういうものに対する補償をきちっとすべきだというような要望を東電の幹部と話し合いをしてきたり、そういうこともやったり、あるいは国会に向けて、そういう問題の解決のためにデモ行進をしたという活動もやっております、私もそれに参加しております。

あと、細かくいろいろ申し上げますと、例えば福島県産直農業協同組合を通じて、米の買上げ、そして販売、産直運動、こういうことも具体的にやっております。あるいは、農業資材の販売なんかも格安でやっているという、そういうこともやっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 詳細な説明ありがとうございました。

私も一般質問で、今年の生産者米価非常に下落するというので、いろんな対策について質問させていただきました。この件については同感なんですけれども、こういう請願、国に求めるものについては、本来であればもっと公的な機関、農協さんとか、そういった組織とやるとか、そういう形でやるのが本来の米の政策といえましょうか、要望といえましょうか、国に対しての働きかけですから、そういったものとも連携しながらやるべきではないのかなという私の個人的な見解であります。

以上で終わります。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 2番議員さんからありました、農協なんかとも連携してやるべきであって、国に対してはどうかという、そういうふうな質問だったと思います。でも、2番議員さんも分かるように、米価の問題はもう国の政策が変わらなければ、日本人の主食である米の値段が市場原理に今は委ねられているんですね。元は、きちっと食糧管理法という法律でその値段が決められたりしておったんですけれども、今は市場原理なんです。

そして、そういう中で私、何回か繰り返したと思うんですけれども、消費量の1割近い70万トンも今も外国から輸入しているという状態なんです、この現在でも。そして、反面、コロナで食料に事欠くそういう人たちも出てきておまして、あるいは容易でない人も出てきておまして、私どもの農民組合でも東京などで学生に支援活動なんかにも参加しています。学生が話すのには、保存が利く米は、アパートというか、独り暮らしをして大学に、学校に通っているその子供にとっては、保存が利いてやっぱり米は本当にありがたいと、こういうふうな声も上がっております、もちろん農協と連携していないなんてことはありません。これは共に力を合わせて、農協と連携をしながら様々な運動についてはやっております。ですから、私どもの農民連でも様々な形で農協に行き話合いをしたり、協力を要請したり、共に力を合わせて東電に対する風評被害の防止なんかについても、力を合わせてやってきております。

以上であります。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

まず、反対者の発言を許します。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 本請願に対して反対をさせていただきます。

理由は2つあります。

まず1点目は、先ほども申し上げましたが、請願団体であります代表者と紹介議員である角田議員との関係性が、発行されました本の内容にも私は影響かなりしております。その中で土日、様々な町民の方からご意見をいただきました。私も請願の内容に関しましては、まさに日本の米事情、浅川町の基幹産業である農家を助けるためには十分必要な内容と理解はしておりますが、度々申し上げますが、この本の内容等を考えますと、今回の請願に関しましては賛成することができないという判断に私は至りました。

よって、今回の請願に関しましては反対とさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 今まで出された質疑、あるいは討論の背景にある心情というのはよく分かります。あの雑誌をまともに読んで、恐らく多くの方はそういう気持ちを持つだろうなというふうに思います。

しかし、私もいろいろ調べましたけれども、角田議員の持続化給付金の申請というのは全く不正受給には当たらない、当たらない。私は確信を持っております。

一般の事業者の方、例えば飲食店の方の申請の資格というのは、ある期間の月で、前年度のあれで割って1か月でも50%を下回れば申請する資格があると、こういうことでした。年間通して50%以下じゃなくちゃ、後で不正請求なので返してもらいますと、こういうことではなかったんですね。

その制度は農家に適用はないのかということが国会で議論になって、農家にもありますと。じゃ、米農家はどういう計算をするんですかということも、もちろん議論になりました。米がお金になるのは10月、11月頃ですから、あとはゼロということになります。こういう農家は全く対象外かということも議論になって、国の農水大臣はもうゼロのときで比較していいんですと、申請していいんですと、こういう答弁でした。

一般の方は、1年間通して米の収入が半分以下にならないと申請資格がないというふうに思っておられました。9月議会での角田議員の質問に対する町の答弁を聞いていても、町としてもそういう理解をしているんだなというふうに思ったんですけども、そういう要件はないんですよ。農家が後で年間通して50%以下になった場合は、それは不正請求で返しなさいなんていう要件はどこにもない、それは一般の飲食店と全く同じ。要件は、1か月でも前年度の平均を50%下回れば認められますということで、国会では農水大臣がほぼほぼ、ほとんどの農家の方が該当になりますと、こう言っているんですね。

このような誤解が広まったというのは、やはり国がきちんとそういうところを機関を通じて指導をしなかったから、その誤解の上にあの雑誌の報道があるわけです。あの雑誌の新聞広告の見出しは、「共産党と浅川町

議」ということで私らの名誉までも棄損するような、そういう内容でしたので、現在、弁護士さんを通して、これに対する抗議と名誉の回復を求める措置を今検討しているところであります。

そういう状況ですので、いろいろと疑問はおありかと思うんですけども、それはそれとして切り分けて、今回の米価が急速に下落しそうな、そういう状況の下で、ぜひこの請願を採択に賛成をしていただきたいなどというふうに思います。

○議長（円谷忠吉君） 次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第19、請願第4号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願を起立によって採決します。お諮りします。請願第4号を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立少数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立少数です。

したがって、請願第4号は不採択にすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（円谷忠吉君） 次に、日程第20 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長より、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査申出書が提出されております。会議規則第75条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで請願第2号、請願第3号が採択されましたので、追加日程意見書準備のため暫時休憩といたします。

休議 午前11時22分

再開 午前11時28分

○議長（円谷忠吉君） 再開いたします。

◎日程の追加

○議長（円谷忠吉君） お諮りいたします。ただいま配付しました日程第21及び日程第22を日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認め、追加日程として議題とすることに決定しました。

なお、発議第3号及び発議第4号については、会議規則第39条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号及び発議第4号については趣旨説明を省略することに決定しました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第21、発議第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についてを議題とします。

事務局に表題文を朗読させます。

議会事務局長、八代敏彦君。

〔議会事務局長（八代敏彦君）朗読〕

○議長（円谷忠吉君） これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第21、発議第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第22、発議第4号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書提出についてを議題とします。

事務局に表題文を朗読させます。

議会事務局長、八代敏彦君。

〔議会事務局長（八代敏彦君）朗読〕

○議長（円谷忠吉君） これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第22、発議第4号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書提出についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（円谷忠吉君） 以上で本日の日程は終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第2回浅川町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時32分